

男性労働者の育児休業取得率等の公表について

育児・介護休業法の改正により従業員が300人を超える企業は男性労働者の育児介護休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。（令和7年4月1日施行）

当社では育児・介護休業法（第23条第2項）に基づき、育児休業取得率を公表しています。

育児休業等の取得割合	
育児休業等をした男性労働者数	100%
配偶者が出産した男性労働者の数	

当該割合の算定期間である公表前事業年度の期間：2024年10月1日～2025年9月30日

①育児休業等の取得割合 または ②育児休業等と育児目的休暇の取得割合のいずれかの方法により算出したものか：①育児休業等の取得割合